

別紙（沖縄電力管内）

1. 本別紙の適用エリア

この別紙は次の地域に適用します。

沖縄県（沖縄電力株式会社が定める離島供給約款の適用地域を除く）

2. 料金計算方法

A) 次項3（1）（2）の電気料金については以下の計算方法が適用されます。

電気料金＝①最低料金＋②電力量料金±③燃料費調整額＋④再生可能エネルギー発電促進賦課金－⑤割引額

①最低料金＝1 契約あたり最低料金

②電力量料金＝電力量料金単価×（使用量-10kWh）

③燃料費調整額＝燃料費調整単価×使用量

④再生可能エネルギー発電促進賦課金＝再生可能エネルギー発電促進賦課金単価×使用量

⑤割引額＝（①＋②＋③）×割引率

B) 次項3（3）～（7）の電気料金については以下の計算方法が適用されます。

電気料金＝①基本料金＋②電力量料金±③燃料費調整額＋④再生可能エネルギー発電促進賦課金－⑤割引額

①基本料金＝1 契約あたりの基本料金

②電力量料金＝電力量料金単価×使用量

③燃料費調整額＝燃料費調整単価×使用量

④再生可能エネルギー発電促進賦課金＝再生可能エネルギー発電促進賦課金単価×使用量

⑤割引額＝（①＋②＋③）×割引率

C) 次項3（8）の電気料金については以下の計算方法が適用されます。

電気料金＝①基本料金＋②電力量料金±③燃料費調整額＋④再生可能エネルギー発電促進賦課金－⑤割引額

①基本料金＝基本料金単価×契約電力×力率割引

※ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

②電力量料金＝電力量料金単価×使用量

③燃料費調整額＝燃料費調整単価×使用量

④再生可能エネルギー発電促進賦課金＝再生可能エネルギー発電促進賦課金単価×使用量

⑤割引額＝（①＋②＋③）×割引率

3. 契約種別、料金単価等

以下の契約種別については、技術的に当社でご契約を行う事が難しい場合には、ご契約をお断りする場合がございます。

（1）従量電灯

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用します。

- (a)電灯または小型機器の総容量の値が 50 キロワット未満であること。
- (b)1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、電灯または小型機器の総容量と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a)に該当し、かつ、(b)の電灯または小型機器の総容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます

ニ 料金単価（税込）

最低料金	最初の 10kWh まで	1 契約	402 円 40 銭
電力量料金	11kWh~120kWh	1kWh	22 円 95 銭
	121kWh~300kWh	1kWh	28 円 49 銭
	301kWh~	1kWh	30 円 47 銭

ホ 割引率

割引率は 10 % とします

(2) グッドバリュープラン

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (a)電灯または小型機器の総容量の値が 50 キロワット未満であること。
- (b)1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、電灯または小型機器の総容量と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a)に該当し、かつ、(b)の電灯または小型機器の総容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上のものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます

ニ 料金単価

最低料金	最初の 10kWh まで	1 契約	402 円 40 銭
電力量料金	11kWh~120kWh	1kWh	22 円 95 銭
	121kWh~300kWh	1kWh	28 円 01 銭
	301kWh~	1kWh	29 円 34 銭

ホ 割引率

割引率は 10 % とします

(3) E e ホームホリデー

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用します。

(a) 電灯または小型機器の総容量の値が 50 キロワット未満であること。

(b) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、電灯または小型機器の総容量と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a) に該当し、かつ、(b) の電灯または小型機器の総容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます

ニ 料金単価（税込）

基本料金	1 契約	1,650 円 00 銭
------	------	--------------

(イ) 昼間時間(デイトタイム) * 10 時~17 時

	夏季料金	その他季料金
1 キロワット時につき	39 円 37 銭	35 円 88 銭

(ロ) 生活時間(リビングタイム) * 午前 10 から午後 5 時

1 キロワット時につき	27 円 00 銭
-------------	-----------

(ハ) 夜間時間(ナイトタイム) * 昼間時間および生活時間以外の時間

1 キロワット時につき	11 円 18 銭
-------------	-----------

ホ その他割引

割引額については、沖縄電力株式会社の Ee ホーム（選択約款）によります。

ヘ 割引率

割引率は 3% とします

(4) E e ホームフラット

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用します。

- (a)電灯または小型機器の総容量の値が 50 キロワット未満であること。
- (b)1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、電灯または小型機器の総容量と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a)に該当し、かつ、(b)の電灯または小型機器の総容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます

ニ 料金単価（税込）

基本料金	1 契約	1,650 円 00 銭
(イ) 昼間時間(デイトタイム) * 10 時～17 時		
1 キロワット時につき		29 円 15 銭
(ロ) 夜間時間(ナイトタイム) * 昼間時間および生活時間以外の時間		
1 キロワット時につき		11 円 18 銭

ホ その他割引

割引額については、沖縄電力株式会社の Ee ホーム（選択約款）によります。

ヘ 割引率

割引率は 3%とします

(5) E e ビジネス

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用します。

- (a)電灯または小型機器の総容量の値が 50 キロワット未満であること。
- (b)1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、電灯または小型機器の総容量と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a)に該当し、かつ、(b)の電灯または小型機器の総容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧

200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます

ニ 料金単価（税込）

基本料金	1 契約	1,650 円 00 銭
(イ) 昼間時間(デイトタイム) * 10 時～17 時		
	夏季料金	その他季料金
1 キロワット時につき	40 円 24 銭	36 円 75 銭
(ロ) 生活時間(リビングタイム) * 午前 10 から午後 5 時		
1 キロワット時につき		27 円 51 銭
(ハ) 夜間時間(ナイトタイム) * 昼間時間および生活時間以外の時間		
1 キロワット時につき		12 円 05 銭

ホ その他割引

割引額については、沖縄電力株式会社の Ee ビジネス（選択約款）によります。

ヘ 割引率

割引率は 3%とします

(6) 時間帯別電灯

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用します。

(a)電灯または小型機器の総容量の値が 50 キロワット未満であること。

(b)1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、電灯または小型機器の総容量と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a)に該当し、かつ、(b)の電灯または小型機器の総容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます

ニ 料金単価（税込）

基本料金	1 契約	858 円 00 銭
(イ) 昼間時間(デイトタイム) * 10 時～17 時		
最初の 90 キロワット時までの 1 キロワット時につき		26 円 59 銭
90 キロワット時をこえ 230 キロワット時までの 1 キロワット時につき		33 円 02 銭
230 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき		35 円 31 銭

(ロ) 夜間時間(ナイトタイム) * 昼間時間および生活時間以外の時間

1 キロワット時につき	12 円 05 銭
-------------	-----------

ホ その他割引

割引額については、沖縄電力株式会社の時間帯別電灯（選択約款）によります。

ヘ 割引率

割引率は 3 % とします

(7) E e らいふ

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用します。

(a) 電灯または小型機器の総容量の値が 50 キロワット未満であること。

(b) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、電灯または小型機器の総容量と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a) に該当し、かつ、(b) の電灯または小型機器の総容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます

ニ 料金単価（税込）

基本料金	1 契約	1,650 円 00 銭
------	------	--------------

(イ) 昼間時間(デイトタイム) * 10 時～17 時

	夏季料金	その他季料金
1 キロワット時につき	40 円 24 銭	36 円 75 銭

(ロ) 生活時間(リビングタイム) * 午前 10 から午後 5 時

1 キロワット時につき	27 円 51 銭
-------------	-----------

(ハ) 夜間時間(ナイトタイム) * 昼間時間および生活時間以外の時間

1 キロワット時につき	12 円 05 銭
-------------	-----------

ホ その他割引

割引額については、沖縄電力株式会社の Ee らいふ（選択約款）によります。

ヘ 割引率

割引率は 3 % とします

(8) 低圧電力

イ 適用範囲

動力を使用する需要で、以下のいずれにも該当する需要に適用いたします。

- (a) 契約電力が、原則として 50 キロワット未満であること。
- (b) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a)に該当し、かつ、(b)の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上のものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。
- (c) 1 年間の使用電力量が(契約電力×1,000)kWh 以下であること。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約電力

契約容量は、当社に電力会社を切り替える場合は、原則、当社から電力の供給を行う直前のご契約容量とします。なお、新たにご契約を開始する場合は一般送配電事業者の託送約款に定める、接続送電サービス契約容量の算定方法に準じるものとします。

ニ 料金単価

基本料金	契約電力 1 キロワットにつき	kW	1331 円 00 銭
電力量料金	7 月 1 日～9 月 30 日	1kWh	16 円 01 銭
	上記以外	1kWh	14 円 62 銭

ホ 割引率

割引率は 2%とします。

ヘ その他

変圧器または発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。